

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 第 1 節 計画の位置づけ

### 1. 計画策定の背景

障がい者施策は、平成 15 年の支援費制度及び平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、「保護等を中心とした仕組み」から、「障がい者のニーズと適正に応じた自立支援を通して地域での生活を促進する仕組み」へと転換が図られました。さらに、平成 18 年に障害者権利条約が国連総会において採択されたのを機に、「障がい者の尊厳と権利の保障」について見直され、障害者基本法をはじめとする国内法の改正が行われました。

平成 23 年に改正された障害者基本法においては、障がいは個人ではなく社会にあるといった視点から、社会的障壁の除去に取り組むこと、さらに、すべての障がい者が、「社会のすべての場面に参加できるようにすること」、「どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること」、「手話などの言葉や必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようにすること、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすること」など、いわゆる共生社会の実現が目的として明記されています。

上記のような制度改正の中で、障がい者自身が選択し、事業所との契約によってサービスを利用するという基本的な障がい福祉サービス等のハード面での提供体制は、本市においても整ってきました。今後、本市で充実が必要なのは、ソフト面での体制整備です。障害者基本法の根幹には障がい者の権利擁護という視点があります。また、障がい者にとっての自立は「他の援助を受けずに自分の力で身を立てることではなく、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」という考え方があります。これらの考えに基づき、形式上ではなく、本当の意味で障がい者本人の意思決定を支えていけるような人材の育成や体制整備が重要です。また、地域にある様々な関係機関のネットワークをつなぎ合わせていくこと、そのことで地域の支援力を上げ、個々の支援機関のみでは成しえない、地域課題の解決等を図っていくことが、今期計画で本市がめざすところです。

本市では、「天草市障がい者計画」として、平成 18 年度に第 1 期計画（平成 19 年度～平成 23 年度）、平成 23 年度に第 2 期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）、平成 29 年度に第 3 期計画（平成 30 年度～令和 4 年度）を策定し、上記のような障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組んできましたが、令和 4 年度をもって、第 3 期計画の計画期間が終了することから、第 4 期計画の策定を行うものです。

---

## 2. 計画の位置づけ

---

### (1) 障害者基本法に基づく計画

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」で、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、本市における障がい者の状況等を踏まえ策定します。

【参考】障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

---

### (2) 障がい福祉計画と障がい児福祉計画との関係

障害者基本法に基づく本計画は、「障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であって、障がい者に関する施策分野全般にわたる計画です。

それに対し、障がい福祉計画や障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、3 年を 1 期とした「障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する実施計画」です。

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画が一体となって障がい者のための施策を推進していきます。

【参考】障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）（抜粋）

(市町村障害福祉計画)

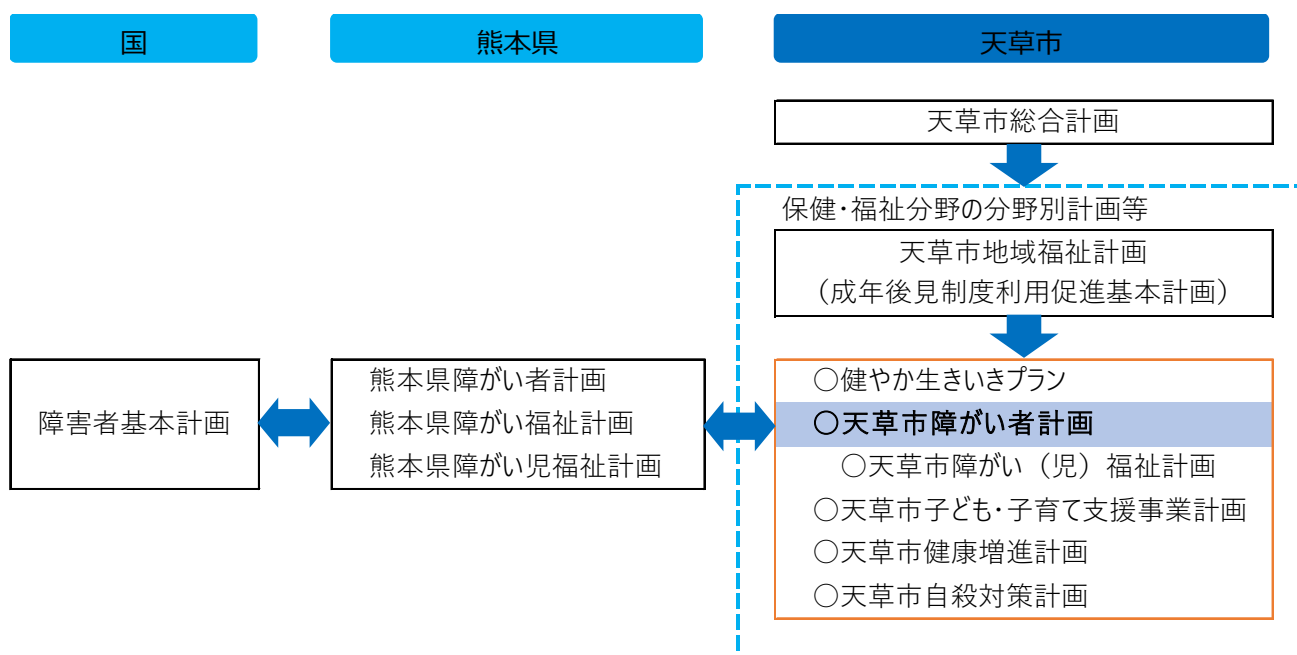
第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

【参考】児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (3) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「天草市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び保健・医療・福祉部門を統括する「天草市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」を上位計画とし、「健やか生きいきプラン（天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画）」等の各分野別計画との整合性を図りながら、障がい福祉に関する分野別計画として策定します。



## 第 2 節 計画の期間

本計画の計画期間は、総合計画と同様に、令和 5 年度から令和 11 年度までの 7 年間とします。

### 【天草市の関連計画】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
総合計画	第 2 次	第 3 次（基本構想）						
		（前期基本計画）			（後期基本計画）			
地域福祉計画 （成年後見制度利用促進基本計画を含む）	第 3 期	第 4 期			第 5 期			
障がい者計画	第 3 期	第 4 期						
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第 6 期(第 2 期)	第 7 期（第 3 期）			第 8 期（第 4 期）			

### 【国・県の関連計画】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本計画	第 4 次	第 5 次					第 6 次	
熊本県障がい者計画		第 6 期				第 7 期		
天草市障がい者計画	第 3 期	第 4 期						

### 第 3 節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画策定時に市民や障がい福祉サービス事業所を対象として実施したアンケート調査及び障がい福祉団体に対して実施したヒアリング調査の結果を踏まえて策定します。

#### 1. 行政内部における策定体制

総合的・効果的に施策を実施するため、健康福祉政策課、健康増進課、子育て支援課、高齢者支援課及び福祉課並びにその他関係課と施策の調整や検討を行います。

#### 2. 計画策定審議会の開催

市町村障がい者計画の策定または見直しに当たっては、障害者基本法第 11 条第 6 項において、条例で定める審議会を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならないとされています。

よって、本市では、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び住民の代表からなる「天草市地域福祉計画等策定審議会」において、本計画について審議し、関係者の意見や地域の実情等を踏まえた計画となるよう努めます。

#### 3. パブリックコメントの実施

天草市地域福祉計画等策定審議会において、審議・検討を経た「本計画（案）」を公表し、広く市民等に意見を募集します。

